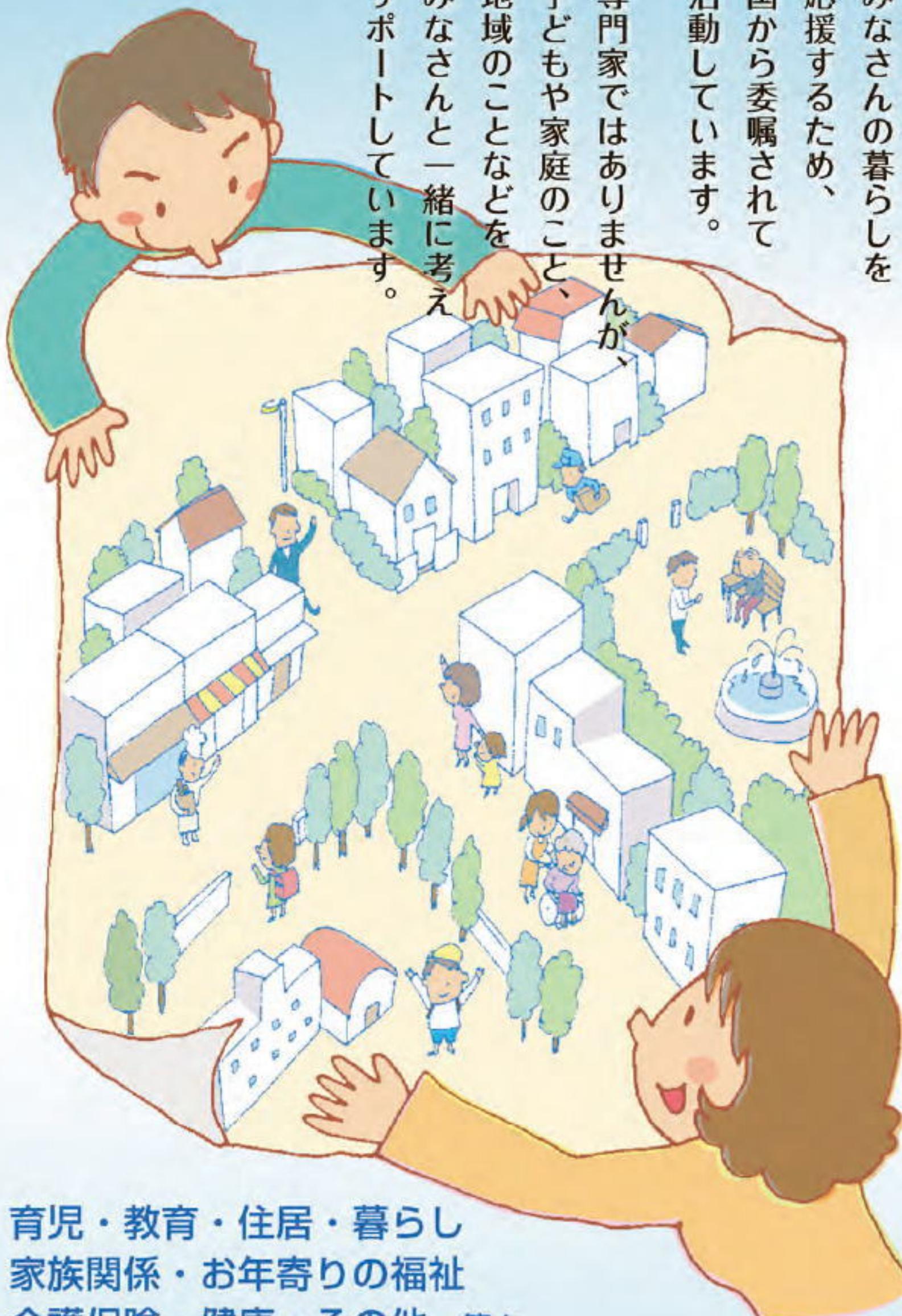


広げよう  
地域に根ざした 思いやり



みなさんお暮らしを  
応援するため、  
国から委嘱されて  
活動しています。  
専門家ではありませんが、  
子どもや家庭のこと、  
地域のことなどを  
みなさんと一緒に考え  
サポートしています。

育児・教育・住居・暮らし  
家族関係・お年寄りの福祉  
介護保険・健康・その他 等々  
暮らしに関するご質問、困ったこと、悩みごとなどお気軽にご相談ください。

相談のプライバシーは守ります！

標茶町民生児童委員協議会

あなたの一  
番  
**身近な相談員**  
ですか、  
わたしたち  
**民生委員児童委員**は、



民生委員児童委員は、  
青い門標とマークが  
めじるし！



# 民生委員児童委員は

## こんなことしています

民生委員法により、民生委員児童委員は国・北海道から委嘱されますが、皆さんと同じ住民の一人であり、活動はボランティアです。私たちの地域を暮らしやすいものにするために、様々な活動を行ったり、暮らしに関する相談を受けています。

困ったことや心配ごと、援助を必要とする相談には、住民の立場にたって対応します。また、福祉サービスに関する情報提供や、社会福祉施設や社会福祉に関する活動を行う人などとの連携で、問題解決のお手伝いもします。

## 民生委員と児童委員？

民生委員は、子どもに関する仕事を応援する児童委員も兼ねています。普通、民生委員と呼ばれていますが、「民生委員児童委員」が正しい名称です。また、子どものことを専門に活動する主任児童委員もいます。子どもたち自身や若いご両親などと話し合いながら、健やかに成長することを願って活動しています。問題解決や予防に向け、地域の方や相談者と一緒に専門機関と連携しながら取り組んでいきます。

## どのまちにも必ずいます

民生委員児童委員は、  
10万人以上の市では、170～360世帯ごとに1人。  
10万人未満の市は、120～280世帯に1人。  
町村は70～200世帯までのいずれかの数の世帯ごとに一人  
という基準で配置されています。  
※北海道(札幌市を除く)には9,971人の民生委員児童委員が活動して  
います。  
※本町では39人の方が活動しています。

## プライバシーは守ります

民生委員児童委員には守秘義務があります(※)。あなたの相談内容や身の上などの個人の秘密を守り、人格を尊重することが民生委員法に明記されています。決して外へ漏れる心配はありません。安心して相談することができます。

### ※民生委員法第15条

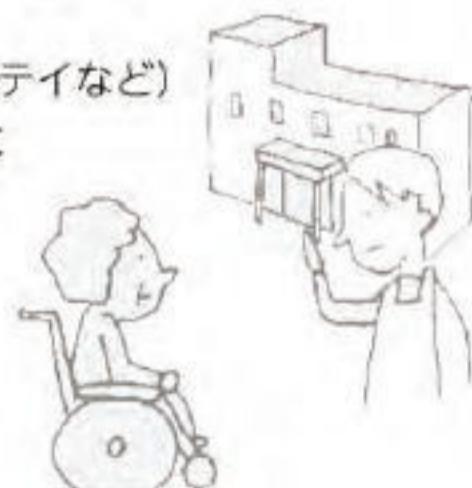
民生委員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的又は優先的な取扱いをすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

**暮らしに関すること、困ったこと、悩みごとなど  
お気軽にご相談ください。**

### [こんなとき民生委員児童委員へ]

#### 在宅生活に関するこ

- 毎日の介護で困っていること
- 福祉サービスの利用に関するこ  
(ホームヘルプ、給食、移送、除雪サービスなど)
- 施設利用に関するこ  
(デイサービス、ショートステイなど)
- 介護保険制度に関するこ
- その他



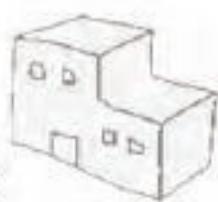
#### 家族関係のこと

- 結婚、離婚に関するこ
- 親子関係に関するこ
- 扶養に関するこ
- 相続に関するこ
- その他



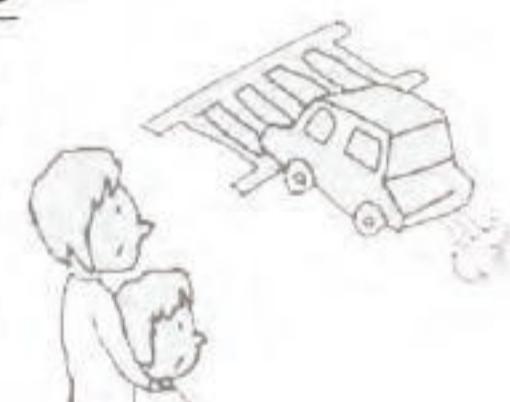
#### その他の困りごと

- 心身の疾病や障がいに関する相談など



#### 暮らしのこと

- 住まいに関するこ
- 近所付き合いに関するこ
- 生活費に関するこ (職業や年金など)
- 生活福祉資金など各種貸付  
制度の利用に関するこ
- 生活保護に関するこ
- 遊び場、通学路などの  
危険箇所に関するこ
- 公害や環境衛生に  
関すること
- その他



#### 育児・教育のこと

- 育児やしつけに関するこ
- いじめや不登校に気付いたとき
- 学校生活の悩みに関するこ
- 非行に関するこ
- 児童虐待に関するこ
- その他

